社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会

瀬戸内市ふれあいサロン事業実施要綱

（目的）

第１条　瀬戸内市ふれあいサロン事業（以下「サロン」という。）は、地域に住む子どもか

ら高齢者までが身近なところで気軽に集まることができる「つどいの場」をつくること

により、地域住民が相互に心の交流を図り、いつまでも安心していきいきとした生活を

送ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　サロンの実施主体は、地区社会福祉協議会、町内会または住民の自主的グループ

で、瀬戸内市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が認めたものとする。

（対象者）

第３条　サロンの対象者は、ひとり暮らし、家に閉じこもりがちな高齢者、障害者とその

家族、子育て中の親等、社会的孤立・不安を抱える人々を含めた地域住民とする。

（補助の対象とする活動）

第４条　サロンは、参加者が歩いて参加できる日常生活圏内に属するコミュニティ、公民

館、公会堂等を利用し、ボランティア等の協力を得て、概ね次の各号に定める活動を実

施するものとする。

（１）健康づくり（健康体操、健康講演会等）

（２）仲間づくり（茶話会、座談会等）

（３）レクリエーション（歌、ゲーム等）

（４）学習会（ボランティア講師による講演等）

　（５）その他、目的達成のため必要な活動

（補助の対象としない活動）

第５条　次の各号に定める活動は、補助の対象としない。

（１）老人クラブ活動

（２）子ども会活動

（３）趣味の会（編み物、グランドゴルフ等）や介護予防体操のみの開催など、

参加者や活動内容が限定される活動

（４）自治会や町内会が主催する行事

（５）運営者のみを対象とした例会、総会等

（実施回数）

第6条　サロンの実施回数に応じた補助金額となる。１回あたりの参加人数については、問わない。子育てサロンについては、回数に関わらず一律とする。

※実施回数ごとの補助金額については別表を参照

（運営方法）

第７条　瀬戸内市との連携を密にし、保健・医療・福祉等の専門家及び関係機関・団体・

ボランティア等の協力を得ながら、利用対象者への周知を図り、事業の円滑な運営に努

めるものとする。

（補助の申請）

第８条　サロン活動実施のため補助を受けようとする者は、ふれあいサロン補助金交付申

請書（様式１）及びふれあいサロン活動計画書（様式２）の提出により、社協会長へ申

請するものとする。

（補助金額）

第９条　サロンは、原則として参加者の参加費等の自主財源で運営を行うものとする。

補助金の交付対象となる経費及び補助金額は、別表１のとおりとする。

（活動の報告）

第10条　補助金の交付を受けたサロンは、活動の完了時あるいは年度終了後に、以下の

書類等を添付し社協会長へ事業の完了を報告しなければならない。

（１）ふれあいサロン実績報告書（様式３）

（２）ふれあいサロン実施報告書（様式４）

（３）ふれあいサロン収支報告書（様式５）

（４）事業にかかった経費が確認できるもの（領収書等）（様式６）

（その他）

第11条　この要綱に定められるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、社協会

長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１８年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２１年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２２年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２6年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成３０年　４月　１日から施行する。

　この要綱は、令和　２年　４月　１日から施行する。

　この要綱は、令和　3年　4月　1日から施行する。

　この要綱は、令和　５年　4月　1日から施行する。

別表１

瀬戸内市ふれあいサロン　補助金対象経費一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 補 助 対 象 経 費 | 備　　考 |
| 会場借上料 | 〇公会堂等の会場・駐車場使用料  （水道光熱費含む） |  |
| 保険料 | 〇保険料（行事用保険、ふれあいサロンの保険） | ボランティア活動保険は対象外 |
| 印刷製本費 | 〇回覧チラシ、報告書、申請書、計画書、歌詞カード等の印刷 |  |
| 資料購入費 | 〇事業実施に必要な図書等の購入費 | 個人の所有物となる資料等は対象外 |
| 消耗品費 | 〇サロンで使用するインク、コピー用紙、折り紙、はさみ、のり、ペン、クリアファイル、ナイロン袋、スポンジなど  ○感染症対策用品（アルコール、ペーパータオル、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、非接触型体温計など） | 季節のお飾りや花の寄せ植え等、  個人の所有物となる消耗品は対象外 |
| 食料費 | 〇公会堂等で食事を作る際に必要な食材費やお茶菓子等購入費用の一部 | アルコール類は対象外 |
| 備品購入費 | ○サロンで使用する椅子、ゲーム、血圧計など | ○限度は設けません  ○備品には社協が用意するシールを貼ってください |
| ※謝金等 | ○社協に登録をしているサロンの講師は、ボランティアで依頼をしているため、原則として謝金は発生しないが、お礼としてお茶菓子は対象とする。  ○講師の交通費は対象とする。  ○社協で登録をしていない講師を独自に依頼する場合の謝金については対象とする。 | |

瀬戸内市ふれあいサロン　補助金額

|  |  |
| --- | --- |
| 実施回数 | 金額 |
| 1～5回 | 10,000円 |
| 6回 | 20,000円 |
| 7～8回 | 25,000円 |
| 9回～20回 | 30,000円 |
| 21～39回 | 40,000円 |
| 40回以上 | 60,000円 |

○子育てサロンは、実施回数に関わらず一律30,000円を補助する。

○新規立ち上げのサロンには、立ち上げ準備金として初年度に20,000円を補助する。